高知市事業者用高効率機器導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の業務その他部門における温室効果ガス排出量の削減を図るため、事業所の省エネルギー化を目的とした高効率照明機器、高効率空調機器又は高効率給湯機器(以下「高効率機器」という。)を導入する法人及び個人事業主(以下「事業者」という。)に対して高知市事業者用高効率機器導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する条例(昭和29年条例第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。
 - (1) 市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)であって、過去3年間以上継続して操業する者であること。
 - (2) 市税その他の徴収金を滞納していない者であること。
 - (3) 第3条の規定による補助対象事業について、国、公共団体等から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていない者であること。
 - (4) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (5) 補助金の交付申請の日から補助金の交付決定の日までの期間において、本市から競争入札の指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (6) 補助が適当でないと市長が認める者でないこと。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が自己の所有する市内の事業所において、自己が所有し、自己が過去1年間以上継続して使用する既設の機器の入替えを行う際に高効率機器を導入する事業(第5条の規定による補助対象経費の額が200,000円以上のものに限る。)とする。(補助対象機器)
- 第4条 補助金の交付の対象となる機器(以下「補助対象機器」という。)は、別表に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う補助対象事業 に要する経費(消費税及び地方消費税は除く。)のうち次に掲げるものとし、市内の事業者から調達するもの に限る。
 - (1) 補助対象機器の購入費用
 - (2) 補助対象機器の設置に係る工事費用

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の額に、補助率2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)又は500,000円のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。 (交付申請の取下げ)
- 第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。 (変更承認等)
- 第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第3号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更で補助対象経費の合計額に変更がないものについては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業 変更等承認(否認)通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の 交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて 市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定 の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書 (様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

- 第13条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する ものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り 消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
 - (4) 補助事業の実施方法が不適当と認められたとき。
 - (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消 しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。 (財産処分の制限)
- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)について、 補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的 運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、財産のうち取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に規定する耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)内において、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 補助事業者が前項に規定する市長の承認を受けて財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、 又は廃棄したことにより収入があったときは、市長は、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。 (調査等)
- 第17条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出 若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する 年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないも のに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(講習会の受講)

第19条 補助事業者は、補助金の交付決定の日の属する年度の末日までに市長が指定する省エネルギーに関する 講習会を受講しなければならない。ただし、補助金の交付決定の日前に当該講習会を受講している場合は、こ の限りでない。

(協力)

第20条 補助事業者は、補助対象機器の使用状況等に関する調査その他市長が必要と認める事項に協力しなければならない。

(公表)

第21条 市長は、補助事業者、補助事業の内容等を公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

補助対象機器	要件
高効率照明機器	調光制御機能を有するLEDに限る。
高効率空調機器	対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器に対して30%以上
	省CO2効果が得られるもの。
高効率給湯機器	従来の給湯機器に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。